

報道関係者 各位

令和6年12月23日(月)発表

【照会先】

青森労働局職業安定部職業対策課

職業対策課長 三浦 政光

地方障害者雇用担当官 山田 智雄

電話 017(721)2003

## 令和6年 障害者雇用状況の集計結果

青森労働局（局長 井嶋 俊幸）では、県内の民間企業や公的機関等における令和6年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので公表します。

障害者の雇用の促進等に関する法律では、常時雇用する労働者の一定割合（法定雇用率）以上の障害者を雇うことを義務付けています。法定雇用率は令和6年4月1日から引上げとなり、民間企業の場合は2.5%（従前2.3%）、公的機関等は2.8%（同2.6%）、県教育委員会は2.7%（同2.5%）となっています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主等に報告を求め、これを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】※（ ）は前年の値

### <民間企業> 【法定雇用率2.5% (2.3%) 1,121企業対象 (1,021企業)】

○雇用障害者数、実雇用率ともに前年を下回る。

- ・雇用障害者数 3,837.0人 (3,864.0人) 対前年0.7%、27.0人減少
- ・実雇用率 2.49% (2.55%) 対前年比0.06ポイント低下
- ・法定雇用率達成企業割合 51.6% (57.0%) 対前年比5.4ポイント低下

### <公的機関> 【法定雇用率2.8% (2.6%)、県教育委員会は2.7% (2.5%)】

県 (3機関 (3機関))

○雇用障害者数、実雇用率ともに前年を上回る。

- ・雇用障害者数 156.0人 (149.5人) 対前年4.3%、6.5人増加
- ・実雇用率 2.93% (2.82%) 対前年比0.11ポイント上昇

県教育委員会

○雇用障害者数、実雇用率ともに前年を上回る。

- ・雇用障害者数 221.5人 (213.5人) 対前年3.7%、8.0人増加
- ・実雇用率 2.35% (2.27%) 対前年比0.08ポイント上昇

市町村等 (62機関 (61機関))

○雇用障害者数、実雇用率ともに前年を上回る。

- ・雇用障害者数 456.5人 (441.5人) 対前年3.4%、15.0人増加
- ・実雇用率 2.43% (2.33%) 対前年比0.10ポイント上昇

### <独立行政法人> 【法定雇用率2.8% (2.6%) 3機関対象 (3機関)】

○雇用障害者数、実雇用率ともに前年を下回る。

- ・雇用障害者数 10.0人 (14.0人) 対前年28.6%、4.0人減少
- ・実雇用率 2.01% (2.90%) 対前年比0.89ポイント低下

## 障害者雇用状況報告の集計結果概要

### 1. 民間企業における雇用状況

#### (1) 雇用障害者数、実雇用率【第1表、第2表】

- ① 民間企業（常用労働者 40.0 人以上の企業：法定雇用率 2.5%）の雇用障害者数は、前年より 27.0 人減少し、3,837.0 人となった。
- ② 雇用障害者のうち、身体障害者は 2,111.0 人（対前年 17.5 人増）、知的障害者は 971.5 人（同 25.0 人減）、精神障害者は 754.5 人（同 19.5 人減）であり、身体障害者は前年より増加し、知的障害者・精神障害者は減少となった。
- ③ 実雇用率は、2.49%（前年は 2.55%）、法定雇用率達成企業の割合は 51.6%（同 57.0%）となった。

#### (2) 産業別の状況【第3表】

- ① 産業別にみると、雇用障害者数は、「農、林、漁業」：30.0 人（0.8%）、「建設業」：138.0 人（3.6%）、「製造業」：934.5 人（24.4%）、「電気・ガス・熱供給・水道業」：0.0 人（0.0%）、「情報通信業」：37.5 人（1.0%）、「運輸業、郵便業」：162.5 人（4.2%）、「卸売業、小売業」：579.0 人（15.1%）、「金融業、保険業」：110.0 人（2.9%）、「不動産業、物品賃貸業」：16.5 人（0.4%）、「学術研究、専門、技術、サービス業」：25.0 人（0.7%）、「宿泊業、飲食業」：83.0 人（2.2%）、「生活関連サービス業、娯楽業」：94.0 人（2.4%）、「教育、学習支援業」：47.0 人（1.2%）、「医療、福祉」：1252.5 人（32.6%）、「複合サービス業」：64.5 人（1.7%）、「サービス業」：263.0 人（6.9%）であった。

※（ ）内は雇用障害者数の構成比

- ② 産業別の実雇用率は、「製造業」：2.66%、「生活関連サービス、娯楽業」：3.38%、「医療、福祉」：3.06%の3業種で法定雇用率 2.5%を上回っている。

#### (3) 企業規模別の実雇用率の状況【第4表】

- ① 企業規模別にみると、雇用障害者数は、40.0～100 人未満企業で 777.5 人、100～200 人未満企業で 891.0 人、200～300 人未満企業で 500.5 人、300～500 人未満企業で 489.5 人、500～1,000 人未満企業で 336.5 人、1,000 人以上企業で 842.0 人であった。
- ② 実雇用率は、民間企業全体の実雇用率である 2.49%と比較すると、  
(イ) 100～200 人未満企業：3.20%、200～300 人未満企業：2.52%、1,000 人以上企業：2.79%については上回っている。

(ロ) 40.0～100 人未満企業：1.85%、300～500 人未満企業：2.42%、500～1,000 人未満企業：2.43%については下回っている。

③ 法定雇用率達成企業の割合は、40.0～100 人未満企業：46.6%、100～200 人未満企業：63.9%、200～300 人未満企業：54.8%、300～500 人未満企業：51.7%、500～1,000 人未満企業：59.1%、1,000 人以上企業：70.6%であった。

#### (4) 法定雇用率未達成企業の状況【第 5 表】

① 法定雇用率未達成企業（543 企業）のうち、不足数が 0.5 人または 1 人である企業（1 人不足企業）が 76.8%（417 企業）を占めている。

② また、障害者を 1 人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は、法定雇用率未達成企業の 66.1%（359 企業）となっている。

## 2. 公的機関における在職状況

### (1) 県の機関（法定雇用率 2.8%）【第 6 表、第 10 表】

県の機関に在職している障害者の数は 156.0 人で、実雇用率は 2.93%となり、前年に比べ 0.11 ポイント上昇している。

(県の機関は 3 機関中 1 機関が法定雇用率未達成。)

### (2) 県の教育委員会（法定雇用率 2.7%）【第 7 表、第 11 表】

県の教育委員会に在職している障害者の数は 221.5 人で、実雇用率は 2.35%となり、前年に比べ 0.08 ポイント上昇している。

### (3) 市町村等の機関（法定雇用率 2.8%）【第 8 表、第 12 表】

市町村等の機関に在職している障害者の数は 456.5 人で、実雇用率は 2.43%となり、前年に比べ 0.10 ポイント上昇している。(市町村等の機関は 62 機関中 29 機関が法定雇用率未達成。)

## 3. 独立行政法人における雇用状況

### 【第 9 表、第 13 表】

独立行政法人（法定雇用率 2.8%）に雇用されている障害者の数は 10.0 人であり、実雇用率は 2.01%と前年に比べ 0.89 ポイント低下している。

# 令和6年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

## < 目次 >

### 1. 民間企業における障害者の雇用状況

第 1 表	障害者雇用の概況	P. 1
第 2 表	障害種別雇用の状況	P. 2
第 3 表	障害者雇用の概況（産業別）	P. 3
第 4 表	障害者雇用の概況（規模別）	P. 4
第 5 表	障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数	P. 4
グ ラ フ	民間企業における障害者の実雇用率と雇用者数の推移	P. 5

### 2. 公的機関における障害者雇用状況（概況）

#### ① 公的機関の障害別雇用状況

第 6 表	県機関	P. 6
第 7 表	県教育委員会	P. 6
第 8 表	市町村等機関	P. 7
第 9 表	独立行政法人	P. 7

#### ② 公的機関の各機関別の状況

第 10 表	県機関	P. 8
第 11 表	県教育委員会	P. 8
第 12 表	市町村等機関	P. 8・P. 9
第 13 表	独立行政法人	P. 9

◎	法定雇用率とは	P. 10
---	---------	-------

◎	障害者雇用率達成指導の流れ	P. 11
---	---------------	-------

# 障 害 者 の 雇 用 状 況

## 1. 民間企業における障害者の雇用状況（法定雇用率2.5%）

第 1 表 障害者雇用の概況

区 分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数 (注1)	③障害者の数							④ 実雇用率 ③F÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業数	⑥ 法定雇用率 達成企業割合
			A. 重度身体障害者及び 重度知的障害者 (注3)	B. 重度身体障害者及び 重度知的障害者 である短時間労働 者(注3)	C. 重度以外の身体障 害者、知的障害者 及び精神障害者(注 3)	D. 重度以外の身体障 害者、知的障害者 及び精神障害者で ある短時間労働者 (注3)	E. 重度身体障害者、 知的障害者及び精 神障害者である特 定短時間労働者 (注3)	F. 計 A×2+B+C+D ×0.5+E×0.5(注2)	G. うち新規雇用分(注 4)			
青森県	1,121 社 ( 1,021 )	154,069.5 人 ( 151,404.0 )	647 人 ( 640 )	114 人 ( 138 )	1,907 人 ( 2,226 )	690 人 ( 440 )	55 ( - )	3,837.0 人 ( 3,864.0 )	296.5 人 ( 318.0 )	2.49 % ( 2.55 )	578 社 ( 582 )	51.6 % ( 57.0 )
全 国	117,239 社 ( 108,202 )	28,162,399.0 人 ( 27,523,661.0 )	130,135 人 ( 127,318 )	17,509 人 ( 17,553 )	336,004 人 ( 350,061 )	76,460 人 ( 39,856 )	13,995 ( - )	677,461.5 人 ( 642,178.0 )	71,875.5 人 ( 63,557.5 )	2.41 % ( 2.33 )	53,875 社 ( 54,239 )	46.0 % ( 50.1 )

注 1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

注 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、法律上1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するにあたりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、法律上1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するにあたり0.5カウントとしている。  
ただし、精神障害者である短時間労働者については、令和5年4月1日からの精神障害者の算定特例の延長に伴い、当分の間、1人分としてカウントしている。

注 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。  
また、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

注 4 G欄の「うち新規雇用分」は、令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

注 5 ( )内は令和5年6月1日現在の数値である。

第2表 障害者別雇用の状況

① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数							③知的障害者の数							④精神障害者の数				
	A. 重度身体障 害者 (注4)	B. 重度身体障 害者である 短時間労働 者 (注4)	C. 重度以外の 身体障害者 (注4)	D. 重度以外の 身体障害者 である短時 間労働者 (注4)	E. 重度身体障 害者である 特定短時間 労働者 (注4)	F. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5 + E \times 0.5$ (注2)(注3)	G. うち新 規雇用分 (注6)	A. 重度知的障 害者 (注4)	B. 重度知的障 害者である 短時間労働 者 (注4)	C. □ 重度以外の 知的障害者 (注4)	D. 重度以外の 知的障害者 である短時 間労働者 (注4)	E. 重度知的障 害者である 特定短時間 労働者 (注4)	F. 計 $A \times 2 + B + C + D \times 0.5 + E \times 0.5$ (注2)(注3)	G. うち新 規雇用分 (注6)	C. □ 精神障害者 (注4)	D. 精神障害者 である短時 間労働者 (注4)	E. 精神障害者 である特定 短時間労働 者 (注4)	F. 計 $C + D + E \times 0.5$ (注3)	G. うち新 規雇用分 (注6)
3,837.0 人 ( 3,864.0 )	599 人 ( 588 )	85 人 ( 105 )	767 人 ( 755 )	108 人 ( 115 )	14 人 ( - )	2,111.0 人 ( 2,093.5 )	112.0 人 ( 117.5 )	48 人 ( 52 )	29 人 ( 33 )	701 人 ( 697 )	283 人 ( 325 )	8 人 ( - )	971.5 人 ( 996.5 )	59.5 人 ( 75.5 )	439 人 ( 408 )	299 人 ( 366 )	33 人 ( - )	754.5 人 ( 774.0 )	125.0 人 ( 125.0 )

注 1 ①欄の「障害者の数」とは、②F欄、③F欄及び④F欄の計である。

注 2 ②③A欄の重度障害者については、法律上1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するにあたりダブルカウントとしている。

注 3 ②③④D欄の「重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」並びに②③④E欄の「重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、法律上1人を0.5人に相当するものとしており、②③④F欄の計を算出するにあたり0.5カウントとしている。  
ただし、精神障害者である短時間労働者については、令和5年4月1日からの精神障害者の算定特例の延長に伴い、当分の間、1人分としてカウントしている。

注 4 ②③のA、C欄及び④のC欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のB、D欄及び④のD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。  
また、②③④のE欄は所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

注 5 ②③④G欄の「うち新規雇用分」は、令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

注 6 ( )内は令和5年6月1日現在の数値である。

第3表 障害者雇用の概況（産業別）

区 分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 ③F÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業数	⑥ 法定雇用率 達成企業割合
			A. 重度身体障害者及び 重度知的障害者 (注3)	B. 重度身体障害者及び 重度知的障害者 である短時間労働者 (注3)	C. 重度以外の身体障 害者、知的障害者及 び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障 害者及び知的障害 者並びに精神障害 者である短時間労働 者(注3)	E. 重度身体障害者、知 的障害者及び精神 障害者である特定短 時間労働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+D ×0.5+E×0.5(注2)			
産 業 計	1,121 ( 1,021 )	154,069.5 ( 151,404.0 )	647.0 ( 640 )	114.0 ( 138 )	1,907.0 ( 2,226 )	690 ( 440 )	55 ( - )	3,837.0 ( 3,864.0 )	2.49 ( 2.55 )	578 ( 582 )	51.6 ( 57.0 )
農、林、漁業	16 ( 12 )	1,527.0 ( 1,391.0 )	3 ( 4 )	0 ( 0 )	22 ( 22 )	2 ( 0 )	0 ( - )	30.0 ( 30.0 )	1.96 ( 2.16 )	10 ( 9 )	62.5 ( 75.0 )
建設業	94 ( 80 )	6,345.5 ( 5,799.5 )	38 ( 33 )	3 ( 3 )	58 ( 57 )	1 ( 0 )	0 ( - )	138.0 ( 126.0 )	2.17 ( 2.17 )	48 ( 43 )	51.1 ( 53.8 )
製造業	198 ( 184 )	35,178.0 ( 34,199.0 )	178 ( 180 )	13 ( 13 )	510 ( 505 )	84 ( 71 )	5 ( - )	934.5 ( 913.5 )	2.66 ( 2.67 )	107 ( 106 )	54.0 ( 57.6 )
電気・ガス・熱供給・水道業	3 ( 2 )	142.5 ( 105.0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( - )	0.0 ( 0.0 )	0.00 ( 0.00 )	0 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )
情報通信業	19 ( 17 )	2,146.5 ( 2,013.0 )	9 ( 8 )	0 ( 0 )	18 ( 21 )	2 ( 1 )	0 ( - )	37.5 ( 37.5 )	1.75 ( 1.86 )	8 ( 10 )	42.1 ( 58.8 )
運輸業、郵便業	64 ( 60 )	7,557.5 ( 7,414.0 )	30 ( 33 )	0 ( 1 )	97 ( 97 )	9 ( 7 )	1 ( - )	162.5 ( 167.5 )	2.15 ( 2.26 )	33 ( 33 )	51.6 ( 55.0 )
卸売業、小売業	181 ( 158 )	29,297.5 ( 29,055.5 )	72 ( 69 )	17 ( 22 )	345 ( 360 )	91 ( 68 )	19 ( - )	579.0 ( 554.0 )	1.98 ( 1.91 )	67 ( 64 )	37.0 ( 40.5 )
金融業、保険業	10 ( 10 )	4,752.5 ( 4,889.0 )	21 ( 23 )	0 ( 0 )	64 ( 62 )	4 ( 0 )	0 ( - )	110.0 ( 108.0 )	2.31 ( 2.21 )	4 ( 5 )	40.0 ( 50.0 )
不動産業、物品賃貸業	10 ( 8 )	1,118.5 ( 975.5 )	4 ( 3 )	0 ( 0 )	8 ( 6 )	1 ( 1 )	0 ( - )	16.5 ( 12.5 )	1.48 ( 1.28 )	3 ( 1 )	30.0 ( 12.5 )
学術研究、専門・技術サービス業	17 ( 17 )	1,352.5 ( 1,453.0 )	5 ( 7 )	0 ( 0 )	14 ( 17 )	1 ( 1 )	0 ( - )	25.0 ( 31.5 )	1.85 ( 2.17 )	9 ( 12 )	52.9 ( 70.6 )
宿泊業、飲食サービス業	31 ( 30 )	3,564.5 ( 3,485.0 )	16 ( 15 )	2 ( 3 )	34 ( 43 )	23 ( 14 )	0 ( - )	83.0 ( 83.0 )	2.33 ( 2.38 )	19 ( 23 )	61.3 ( 76.7 )
生活関連サービス業、娯楽業	30 ( 28 )	2,778.0 ( 2,842.5 )	11 ( 15 )	2 ( 6 )	61 ( 73 )	13 ( 4 )	0 ( - )	94.0 ( 111.0 )	3.38 ( 3.91 )	17 ( 18 )	56.7 ( 64.3 )
教育・学習支援業	18 ( 16 )	1,938.5 ( 1,869.0 )	10 ( 9 )	0 ( 0 )	26 ( 25 )	1 ( 0 )	0 ( - )	47.0 ( 43.0 )	2.42 ( 2.30 )	10 ( 9 )	55.6 ( 56.3 )
医療、福祉	312 ( 288 )	40,888.5 ( 39,956.5 )	185 ( 183 )	68 ( 78 )	496 ( 757 )	412 ( 240 )	17 ( - )	1,252.5 ( 1,321.0 )	3.06 ( 3.31 )	185 ( 195 )	59.3 ( 67.7 )
複合サービス事業	18 ( 17 )	3,825.0 ( 3,758.0 )	16 ( 12 )	1 ( 1 )	28 ( 31 )	5 ( 2 )	0 ( - )	64.5 ( 57.0 )	1.69 ( 1.52 )	5 ( 4 )	27.8 ( 23.5 )
サービス業	100 ( 94 )	11,657.0 ( 12,198.5 )	49 ( 46 )	8 ( 11 )	126 ( 150 )	41 ( 31 )	13 ( - )	263.0 ( 268.5 )	2.26 ( 2.20 )	53 ( 50 )	53.0 ( 53.2 )

(注) 第1表と同じ

第4表 障害者雇用の概況（規模別）

区 分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 ③F÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成企業数	⑥ 法定雇用率 達成企業割合
			A. 重度身体障害者及 び重度知的障害者 (注3)	B. 重度身体障害者及 び重度知的障害者 である短時間労働者 (注3)	C. 重度以外の身体障 害者、知的障害者及 び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障 害者及び知的障害 者並びに精神障害 者である短時間労働 者(注3)	E. 重度身体障害者、知 的障害者及び精神 障害者である特定短 時間労働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+D ×0.5+E×0.5(注2)			
規 模 計	社 1,121 ( 1,021 )	人 154,069.5 ( 151,404.0 )	人 647 ( 640 )	人 114 ( 138 )	人 1,907 ( 2,226 )	人 690 ( 440 )	人 55 ( - )	人 3,837.0 ( 3,864.0 )	% 2.49 ( 2.55 )	社 578 ( 582 )	% 51.6 ( 57.0 )
40～100人未満(注)	712 ( 606 )	42,133.5 ( 38,076.5 )	125 ( 114 )	28 ( 49 )	338 ( 456 )	227 ( 185 )	10 ( - )	777.5 ( 825.5 )	1.85 ( 2.17 )	332 ( 309 )	46.6 ( 51.0 )
100～200人未満	219 ( 222 )	27,834.0 ( 28,397.0 )	144 ( 146 )	33 ( 31 )	405 ( 495 )	212 ( 96 )	4 ( - )	891.0 ( 866.0 )	3.20 ( 3.05 )	140 ( 155 )	63.9 ( 69.8 )
200～300人未満	93 ( 96 )	19,889.0 ( 20,858.5 )	92 ( 102 )	13 ( 9 )	263 ( 305 )	55 ( 37 )	4 ( - )	500.5 ( 536.5 )	2.52 ( 2.57 )	51 ( 59 )	54.8 ( 61.5 )
300～500人未満	58 ( 55 )	20,186.5 ( 19,290.0 )	92 ( 89 )	18 ( 22 )	228 ( 246 )	78 ( 34 )	6 ( - )	489.5 ( 463.0 )	2.42 ( 2.40 )	30 ( 28 )	51.7 ( 50.9 )
500～1,000人未満	22 ( 25 )	13,829.0 ( 15,699.5 )	50 ( 53 )	7 ( 9 )	200 ( 238 )	35 ( 30 )	10 ( - )	336.5 ( 368.0 )	2.43 ( 2.34 )	13 ( 16 )	59.1 ( 64.0 )
1,000以上	17 ( 17 )	30,197.5 ( 29,082.5 )	144 ( 136 )	15 ( 18 )	473 ( 486 )	83 ( 58 )	21 ( - )	842.0 ( 805.0 )	2.79 ( 2.77 )	12 ( 15 )	70.6 ( 88.2 )

(注) 第1表と同じ。なお、下段の( )内は令和5年6月1日現在の数値であり、「40～100人未満」規模は「43.5～100人未満」規模の数値である。

第5表 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

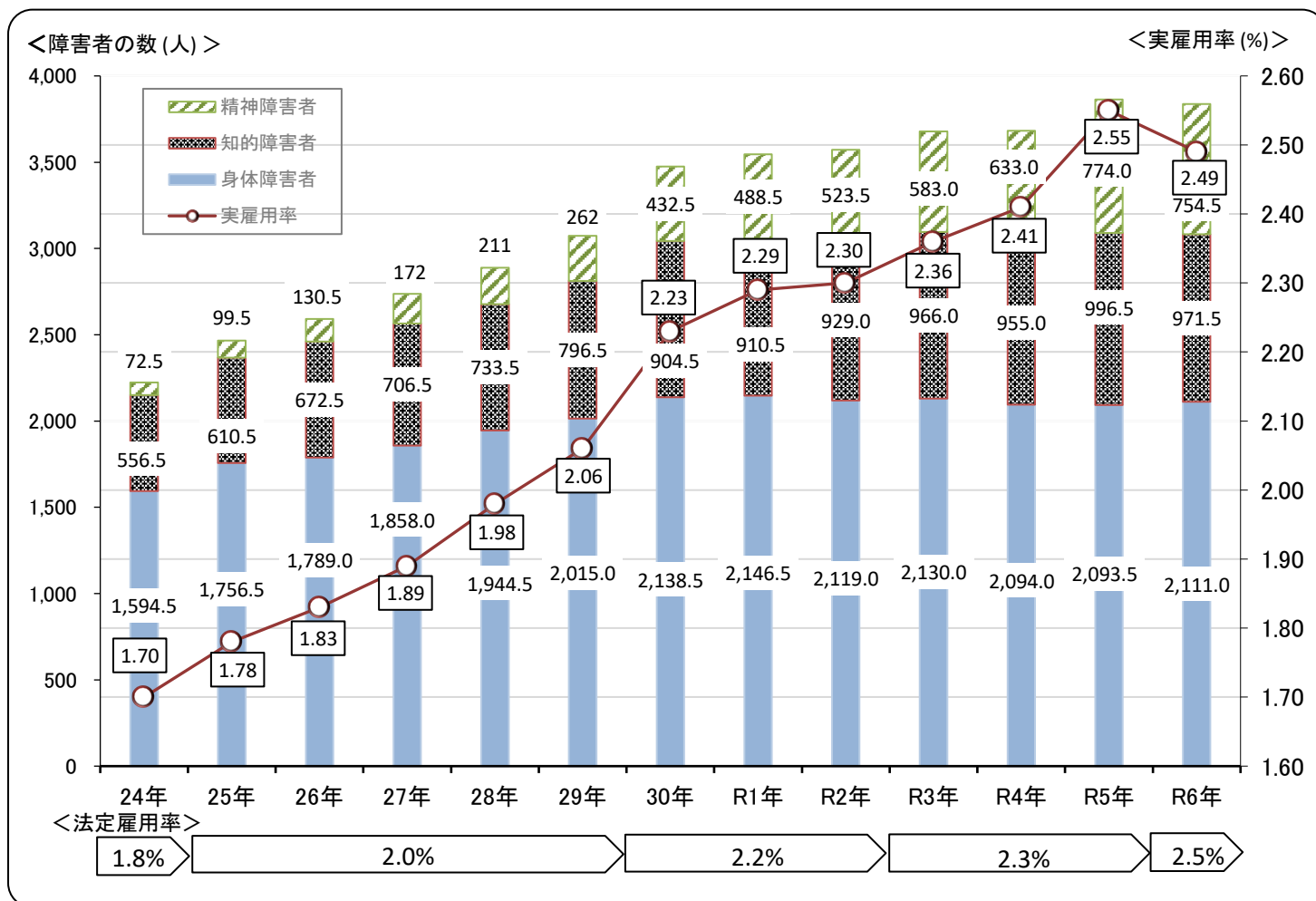
区 分	①法定雇用率未達 成企業の数	② 不 足 数						③障害者の数が0人 である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人又は7人以下	7.5人以上	
規 模 計	543 (100.0%)	417 (76.8%)	74 (13.6%)	30 (5.5%)	15 (2.8%)	5 (0.9%)	2 (0.4%)	359 (66.1%)
40～100人未満	380 (100.0%)	350 (92.1%)	30 (7.9%)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	343 (90.3%)
100～200人未満	79 (100.0%)	49 (62.0%)	23 (29.1%)	7 (8.9%)	— (—)	— (—)	— (—)	16 (20.3%)
200～300人未満	42 (100.0%)	11 (26.2%)	15 (35.7%)	11 (26.2%)	5 (11.9%)	— (—)	— (—)	— (—)
300～500人未満	28 (100.0%)	6 (21.4%)	6 (21.4%)	8 (28.6%)	7 (25.0%)	1 (3.6%)	— (—)	— (—)
500～1,000人未満	9 (100.0%)	1 (11.1%)	— (—)	2 (22.2%)	3 (33.3%)	2 (22.2%)	1 (11.1%)	— (—)
1,000以上	5 (100.0%)	— (—)	— (—)	2 (40.0%)	— (—)	2 (40.0%)	1 (20.0%)	— (—)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。



## グラフ 民間企業における障害者の実雇用率と雇用者数の推移



注1 雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年から令和5年までは43.5人以上規模、令和6年は40人以上規模の企業)についての集計である。

注2 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

- |   |  |
|---|--|
| <p>平成17年まで</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)</li> <li>知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)</li> <li>重度身体障害者である短時間労働者</li> <li>重度知的障害者である短時間労働者</li> </ul>   | <p>※平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分としてカウントしていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること</li> <li>② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用されたものであって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること</li> </ul>   |
| <p>平成18年以降平成22年まで</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)</li> <li>知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)</li> <li>重度身体障害者である短時間労働者</li> <li>重度知的障害者である短時間労働者</li> <li>精神障害者</li> <li>精神障害者である短時間労働者(0.5人でカウント)</li> </ul>  | <p>令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。</p>  |
| <p>平成23年以降令和5年まで</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)</li> <li>知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)</li> <li>精神障害者</li> <li>重度身体障害者である短時間労働者</li> <li>重度知的障害者である短時間労働者</li> <li>精神障害者である短時間労働者</li> <li>重度以外身体障害者である短時間労働者(0.5カウント)</li> <li>重度以外知的障害者である短時間労働者(0.5カウント)(※)</li> </ul> | <p>令和6年以降</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)</li> <li>知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)</li> <li>精神障害者</li> <li>重度身体障害者である短時間労働者</li> <li>重度知的障害者である短時間労働者</li> <li>精神障害者である短時間労働者</li> <li>重度以外身体障害者である短時間労働者(0.5カウント)</li> <li>重度以外知的障害者である短時間労働者(0.5カウント)</li> <li>重度身体障害者である特定短時間労働者(0.5カウント)</li> <li>重度知的障害者である特定短時間労働者(0.5カウント)</li> <li>精神障害者である特定短時間労働者(0.5カウント)</li> </ul> |

注3 法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年から令和5年までは2.3%、令和6年以降は2.5%となっている。

## 2. 公的機関における障害者雇用状況（概況）

### ①公的機関の障害別雇用状況

第6表 県機関（法定雇用率2.8%）

① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (注1)	③ 障害者の数							④ 実雇用率 ③F÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関数	⑥ 法定雇用率 達成機関割合
		A. 重度身体障害者及び 重度知的障害者 (注2、注3)	B. 重度身体障害者及び 重度知的障害者 である短時間勤務 職員 (注3)	C. 重度以外の身体障 害者、知的障害者及 び精神障害者 (注3)	D. 重度以外の身体障 害者、知的障害者及 び精神障害者であ る短時間勤務職員 (注3)	E. 重度身体障害者、知 的障害者及び精神 障害者である特定 短時間勤務職員 (注3)	F. 計 A×2+B+C+D ×0.5+E×0.5 (注2)	G. うち新規雇用分 (注4)			
機関 3	人 5,330.0	人 37.0	人 3.0	人 74.0	人 9.0	人 1.0	人 156.0	人 12.0	% 2.93	機関 2	% 66.7
( 3 )	( 5,301.0 )	( 36.0 )	( 2.0 )	( 72.0 )	( 7.0 )	( — )	( 149.5 )	( 10.0 )	( 2.82 )	( 2 )	( 66.7 )

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

注2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するにあたりダブルカウントとし、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」及びE欄の「重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、法律上1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するにあたり0.5カウントとしている。

ただし、精神障害者である短時間労働者については、令和5年4月1日からの精神障害者の算定特例の延長に伴い、当分の間、1人分としてカウントしている。

注3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間勤務職員である。また、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の特定短時間勤務職員である。

注4 G欄の「うち新規雇用分」は、令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

注5 ( )内は令和5年6月1日現在の数値である。

第7表 県教育委員会（法定雇用率2.7%）

① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (注1)	③ 障害者の数							④ 実雇用率 ③F÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関数	⑥ 法定雇用率 達成機関割合
		A. 重度身体障害者及び 重度知的障害者 (注2、注3)	B. 重度身体障害者及び 重度知的障害者 である短時間勤務 職員 (注3)	C. 重度以外の身体障 害者、知的障害者及 び精神障害者 (注3)	D. 重度以外の身体障 害者、知的障害者及 び精神障害者であ る短時間勤務職員 (注3)	E. 重度身体障害者、知 的障害者及び精神 障害者である特定 短時間勤務職員 (注3)	F. 計 A×2+B+C+D ×0.5+E×0.5 (注2)	G. うち新規雇用分 (注4)			
機関 1	人 9,424.5	人 49.0	人 1.0	人 120.0	人 5.0	人 0.0	人 221.5	人 35.0	% 2.35	機関 0	% 0.0
( 1 )	( 9,424.5 )	( 47.0 )	( 1.0 )	( 117.0 )	( 3.0 )	( — )	( 213.5 )	( 48.0 )	( 2.27 )	( 0 )	( 0.0 )

注 第6表と同じ

第8表 市町村等機関(法定雇用率2.8%)

① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数 (注1)	③ 障害者の数							④ 実雇用率 ③F÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関数	⑥ 法定雇用率 達成機関割合
		A. 重度身体障害者及 び重度知的障害者 (注2、注3)	B. 重度身体障害者及 び重度知的障害者 である短時間勤務 職員 (注3)	C. 重度以外の身体障 害者、知的障害者及 び精神障害者 (注3)	D. 重度以外の身体障 害者、知的障害者及 び精神障害者であ る短時間勤務職員 (注3)	E. 重度身体障害者、知 的障害者及び精神 障害者である特定 短時間勤務職員 (注3)	F. 計 A×2+B+C+D ×0.5+E×0.5 (注2)	G. うち新規雇用分 (注4)			
機関 62	人 18,816.5	人 110.0	人 5.0	人 219.0	人 14.0	人 0.0	人 456.5	人 37.5	% 2.43	機関 33	% 53.2
( 61 )	( 18,909.0 )	( 109.0 )	( 6.0 )	( 216.0 )	( 3.0 )	( — )	( 441.5 )	( 49.0 )	( 2.33 )	( 36 )	( 59.0 )

注 第6表と同じ

第9表 独立行政法人(法定雇用率2.8%)

① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数 (注1)	③ 障害者の数							④ 実雇用率 ③F÷②×100	⑤ 法定雇用率 達成機関数	⑥ 法定雇用率 達成機関割合
		A. 重度身体障害者及 び重度知的障害者 (注2、注3)	B. 重度身体障害者及 び重度知的障害者 である短時間勤務 職員 (注3)	C. 重度以外の身体障 害者、知的障害者及 び精神障害者 (注3)	D. 重度以外の身体障 害者、知的障害者及 び精神障害者であ る短時間勤務職員 (注3)	E. 重度身体障害者、知 的障害者及び精神 障害者である特定 短時間勤務職員 (注3)	F. 計 A×2+B+C+D ×0.5+E×0.5 (注2)	G. うち新規雇用分 (注4)			
機関 3	人 496.5	人 1.0	人 0.0	人 7.0	人 2.0	人 0.0	人 10.0	人 1.0	% 2.01	機関 1	% 33.3
( 3 )	( 483.5 )	( 3.0 )	( 0.0 )	( 7.0 )	( 2.0 )	( — )	( 14.0 )	( 1.0 )	( 2.90 )	( 3 )	( 100.0 )

注 第6表と同じ

②公的機関の各機関別の状況

第10表 県機関（法定雇用率2.8%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	5,330.0	156.0	2.93	4.5	
青森県知事部局	3,983.5	120.5	3.02	0.0	
青森県病院局	963.0	21.5	2.23	4.5	
青森県警察本部	383.5	14.0	3.65	0.0	

第11表 県教育委員会（法定雇用率2.7%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	9,424.5	221.5	2.35	32.5	
青森県教育委員会	9,424.5	221.5	2.35	32.5	

第12表 市町村等機関（法定雇用率2.8%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合 計	18,816.5	456.5	2.43	73.5	
青森市	2,599.0	70.0	2.69	2.0	
弘前市	1,426.0	35.0	2.45	4.0	
八戸市	1,591.0	46.0	2.89	0.0	
黒石市	323.0	12.0	3.72	0.0	
五所川原市	586.5	15.0	2.56	1.0	注4 特例認定①
十和田市	389.0	11.0	2.83	0.0	
三沢市	443.0	14.0	3.16	0.0	
むつ市	607.0	16.0	2.64	0.0	
つがる市	288.0	7.0	2.43	1.0	
平川市	390.5	11.0	2.82	0.0	注4 特例認定②
平内町	302.5	5.0	1.65	3.0	
今別町	86.5	0.0	0.00	2.0	
蓬田村	88.0	2.0	2.27	0.0	
外ヶ浜町	140.5	3.0	2.14	0.0	
鱒ヶ沢町	187.5	3.0	1.60	2.0	
深浦町	230.0	5.0	2.17	1.0	
藤崎町	137.5	2.0	1.45	1.0	
大鰐町	144.0	5.0	3.47	0.0	
田舎館村	94.0	3.0	3.19	0.0	
板柳町	284.0	5.0	1.76	2.0	
鶴田町	186.0	3.0	1.61	2.0	
中泊町	139.0	4.0	2.88	0.0	
野辺地町	120.0	3.0	2.50	0.0	
七戸町	211.5	4.0	1.89	1.0	
六戸町	136.5	0.0	0.00	3.0	
横浜町	120.0	2.0	1.67	1.0	
東北町	221.5	6.0	2.71	0.0	
六ヶ所村	267.0	2.0	0.75	5.0	
おいらせ町	279.0	6.0	2.15	1.0	
大間町	81.0	3.0	3.70	0.0	
東通村	141.5	3.0	2.12	0.0	
風間浦村	70.0	1.0	1.43	0.0	
佐井村	49.0	1.0	2.04	0.0	
三戸町	280.0	3.0	1.07	4.0	
五戸町	286.5	3.0	1.05	5.0	R6.12不足数解消
田子町	166.0	3.0	1.81	1.0	
南部町	204.0	6.5	3.19	0.0	
階上町	97.0	2.0	2.06	0.0	
新郷村	99.0	0.0	0.00	2.0	
西目屋村	-	-	-	-	注5

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
青森市教育委員会	359.5	11.0	3.06	0.0	
弘前市教育委員会	305.5	11.5	3.76	0.0	
八戸市教育委員会	341.0	10.0	2.93	0.0	
黒石市教育委員会	108.0	2.0	1.85	1.0	
十和田市教育委員会	120.5	4.0	3.32	0.0	
三沢市教育委員会	110.0	3.0	2.73	0.0	
むつ市教育委員会	221.0	3.0	1.36	3.0	
つがる市教育委員会	103.0	1.0	0.97	1.0	
藤崎町教育委員会	59.5	0.0	0.00	1.0	
野辺地町教育委員会	40.5	0.0	0.00	1.0	
青森市企業局水道部	283.0	9.0	3.18	0.0	
青森市企業局交通部	113.5	5.0	4.41	0.0	
弘前市上下水道部	108.0	2.0	1.85	1.0	
八戸圏域水道企業団	157.0	5.0	3.18	0.0	
八戸市交通部	92.0	4.0	4.35	0.0	
八戸市立市民病院	807.5	24.0	2.97	0.0	
一部事務組合下北医療センターむつ総合病院	560.5	9.5	1.69	5.5	
十和田市立中央病院	333.0	4.0	1.20	5.0	
つがる西北五広域連合病院事業	586.5	5.0	0.85	11.0	
三沢市立三沢病院	222.0	7.0	3.15	0.0	
黒石市国民健康保険黒石病院	192.5	9.0	4.68	0.0	
十和田市上下水道部	39.0	1.0	2.56	0.0	
一部事務組合下北医療センター国民健康保険大間病院	61.5	1.0	1.63	0.0	

- ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。
- ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 「備考欄」欄の「特例認定」とは、地方公共団体の機関とその他機関の申請に基づき、青森労働局長に認定を受けた場合に、当該地方公共団体のその他機関に勤務する職員を当該地方公共団体の機関に勤務する職員とみなすものである。(令和6年6月1日現在)
  - ①五所川原市は、五所川原市教育委員会との特例認定を受けている。
  - ②平川市は、平川市教育委員会との特例認定を受けている。
- 注5の機関は①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」が36.0人未満のため通報対象外である。

第13表 独立行政法人（法定雇用率2.8%）

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	496.5	10.0	2.01	2.0	
公立大学法人 青森県立保健大学	115.0	3.0	2.61	0.0	
公立大学法人 青森公立大学	64.0	0.0	0.00	1.0	
地方独立行政法人 青森県産業技術センター	317.5	7.0	2.20	1.0	

[参考]

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
合計	1,802.5	48.5	2.69	1.5	
国立大学法人弘前大学	1,802.5	48.5	2.69	1.5	

## ◎法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合(法定雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用の義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。)である。

- 民間企業
  - ・ 一般の民間企業・・・・・・・・・・・・・・・・・・2.5%  
(対象企業:40.0人以上規模の企業)
  - ・ 特殊法人等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2.8%  
(対象法人:36.0人以上規模の特殊法人、独立行政法人、国立大学法人等)
- 国、地方公共団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・2.8%  
(対象機関:職員数36.0人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会・・・・・・・・・・・・・・・・ 2.7%  
(対象機関:職員数37.5人以上規模の機関)

※ ( )内は、それぞれの割合(法定雇用率)によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

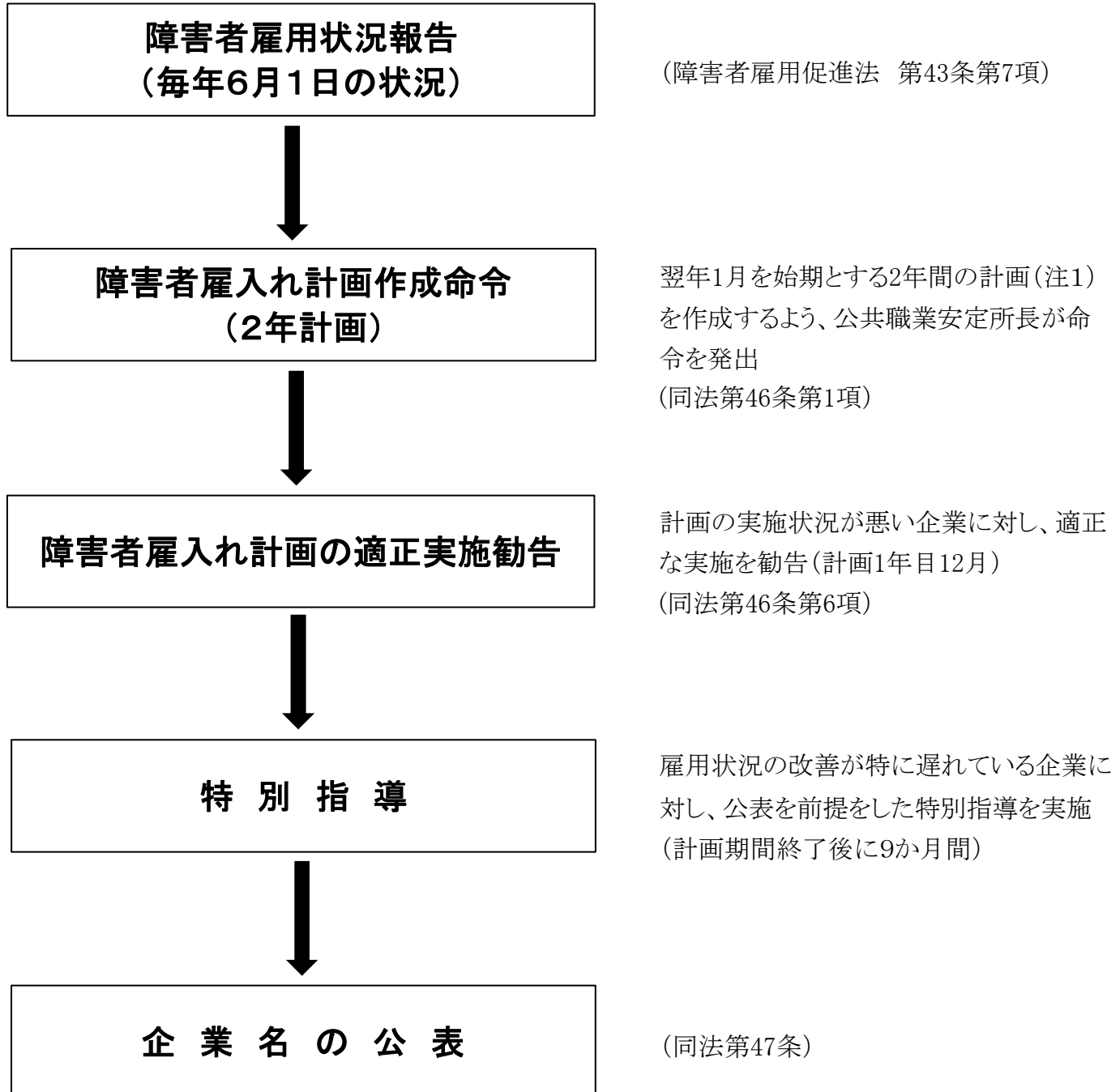
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者(1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者)については、0.5人分としてカウントされる。

## ◎障害者雇用率達成指導の流れ（民間企業）

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

※ 「障害者雇入れ計画」作成命令の発出基準

- ① 「実雇用率が全国平均値未満、かつ不足数5人以上」の場合
- ② 「実雇用率に関係なく、不足数10名以上」の場合
- ③ 「法定雇用数が3人または4人であり、雇用障害者数が0人(実雇用率が0%)」の場合

(注1)平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から、2年間に短縮している。